

令和4年度に新たに非課税世帯となった世帯に対する臨時特別給付金について

(表面)

令和4年8月19日(金)時点の情報です。

国の新たな対策（コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」）の中で、「令和4年度に新たに非課税世帯となった世帯」に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付します。

なお、既に「令和3年度の住民税非課税世帯等（家計急変世帯を含む）に対する臨時特別給付金」を受給された世帯に、再度支給されるものではありません。

(1)令和3年12月10日時点でつくば市に世帯全員の住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度住民税が非課税である世帯

⇒ **6月30日に確認書をお送りいたしました。**

(2)令和3年12月11日以降の転入者があり、つくば市に令和4年度住民税の情報がない方を含む世帯

⇒ **7月30日に申請書をお送りいたしました。**

内容をご確認のうえ、給付対象世帯となる場合は、期限までにお手続きください。

※返送期限：令和4年9月30日（必着）

※なお、本給付金の対象となるにもかかわらず、申請書類等が届いていない世帯がございましたら、お問い合わせください。

給付対象世帯

住民税非課税世帯

令和4年6月1日時点でつくば市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯。

※令和3年12月10日時点で、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない世帯は対象外となります。

※生活保護受給世帯も対象に含みます。

※世帯の中に、住民税が課税となる方を含む世帯は対象外となります。

※世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である方を含む世帯は対象外となります。

※租税条約に基づき、課税を免除された方を含む世帯は対象外となります。

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外となります。(扶養についての説明は市ホームページに図を掲載しております。)

配偶者やその他の親族等からの暴力を理由に避難している方(DV等避難者)

配偶者やその他の親族等からの暴力を理由に避難している方(DV等避難者)で、住民票を移すことができない場合でも、配偶者や親族と生計を別にし、収入が非課税世帯相当であると、今お住いの市区町村で給付金を受け取ることができる場合があります。

申請には、DV等避難者であることを証明する書類等が必要となります。詳しくは、今お住いの市区町村へお問い合わせください。

給付額 1世帯当たり10万円

返送期限 令和4年9月30日まで(必着)

給付金の支給日について

受理した確認書・申請書は、順次審査し、支給の決定をします。

振込までは、3週間から1カ月程度かかりますが、混雑状況により前後することがあります。

具体的な支給日につきましては、支給が決定次第、各世帯宛てに発送される支給（または不支給）決定通知書にてご確認をお願いいたします。

その他

- ・記載内容や添付書類に不備があると、給付が出来ない場合がございますので、ご注意ください。
- ・世帯主以外の口座には振り込みができません。

⚠ 給付金を装った詐欺にご注意ください

市町村や都道府県・国等から、「現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること」「受給にあたり、手数料の振込を求めること」

「メールを送り、URLを開いて申請手続きを求めること」はありません。

その他、不審な電話や郵便物にはご注意ください。

問合せ先

・申請方法等についてのお問い合わせ

つくば市福祉部非課税世帯等給付金室(〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1)

電話番号：029-883-1309

受付時間：9：00～17：00（土、日、祝日を除く）

・制度についてのご意見、お問い合わせ

内閣府コールセンター

電話番号：（フリーダイヤル）0120-526-145

受付時間：9：00～20：00（土、日、祝日を除く）

市ホームページで情報を
随時更新しております。



上記の給付対象世帯にあてはまらなくても、**新型コロナウイルス感染症の影響により、**

令和4年度住民税均等割の課税があった世帯員それぞれの**収入または所得が住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯**は、給付金を受けられる場合がございます。

詳しくは、裏面【家計急変世帯 申請方法】をご覧ください。

家計急変世帯 申請方法

既に「住民税非課税世帯等（家計急変世帯を含む）に対する臨時特別給付金」を受給された世帯に、再度支給されるものではありません。

以下の①～⑤すべてに該当する世帯が、家計急変世帯として申請できます。

- ①申請日時点でつくば市に住民登録がある。
- ②令和3年12月10日時点で、いずれかの市町村に住民登録がある。
- ③令和4年度住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯ではない。
- ④租税条約に基づき、課税を免除された方を含む世帯ではない。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度住民税均等割の課税があった世帯員それぞれが、令和4年1月から令和4年9月までの間に収入が減少し、減少した月の収入を12倍した額又は、1年間の所得見込額が非課税相当になる。

※申請内容により、追加書類の提出をお願いする場合がございます。

申請に必要な書類と申請方法

○必要な書類

- ① 申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）
- ② 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）
- ③ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変分）申請書（請求書）【様式第3号】
- ④ 簡易な収入（所得）見込額の申立書【様式第4号】
- ⑤ 令和4年1月以降に新型コロナウイルスにより収入が減少したことを証明する書類
（例 給与明細書、帳簿、年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書 等）
- ⑥ (令和3年12月10日以降につくば市に転入した方のみ)令和3年12月10日以降に住居登録のあった住所をすべて確認できる戸籍の付票の写し(コピー)

○申請方法

上記③申請書及び④申立書についてはつくば市ホームページに掲載しています。添付ファイルをダウンロードし、必要な書類を揃えて郵送にて申請してください。申請書のお取り寄せを希望する方はお問い合わせください。

※審査には1カ月程度かかりますが、混雑状況により前後することがあります。

※審査結果については、後日発送される、支給（または不支給）決定通知書にてご確認をお願いいたします。

○窓口での相談を希望する場合について

事前予約制となります。ご希望の方はつくば市福祉部非課税世帯等給付金室(029-883-1309)までお問い合わせください。

○申請期限

令和4年9月30日まで。郵送の場合は、令和4年9月30日につくば市福祉部非課税世帯等給付金室必着となります。

【郵送先：〒305-8555 つくば市 研究学園一丁目1番地1】

【よくあるご質問】

○収入が減少しているが、給付金の対象ですか？

→令和4年度住民税均等割が課税であった世帯員それぞれが、**新型コロナウイルスの影響によって**、住民税非課税相当水準まで収入が減少した場合に給付金申請の対象となります。

○今月つくば市に転入してきたのですが申請できますか？

→申請日時点でつくば市に住民登録があることが給付の要件になります。**令和3年1月2日以降に転入された方は戸籍の附票の写しの提出が必要です。※転入前の自治体で、既に臨時特別給付金を受給している場合は対象外です。**

○市から送られてきた確認書や申請書により、非課税世帯等に対する臨時特別給付金をもらっていても、家計急変世帯の給付金を申請できますか？

→市から送られてきた確認書や申請書により、既に非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給している場合は、家計急変世帯の給付金を申請することはできません。

○代理で申請できますか？

→世帯主以外の方が申請する場合には委任状が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

【参考】住民税非課税相当水準基準表 下記の表により、収入または所得が非課税相当か審査いたします。

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	930,000	380,000
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	1,378,000	828,000
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,680,000	1,108,000
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,097,000	1,388,000
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,497,000	1,668,000
配偶者・扶養親族(計5名)を扶養している場合	2,897,000	1,948,000
配偶者・扶養親族(計6名)を扶養している場合	3,297,000	2,228,000
配偶者・扶養親族(計7名)を扶養している場合	3,985,000	2,508,000
障害者・寡婦・ひとり親・未成年者	2,043,000	1,350,000